

第四十六回国会 法務委員会 議案録 第九号

昭和三十三年三月三日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 濱野 清吉君
- 理事 鎌治 良作君 理事 唐澤 俊樹君
- 理事 小島 徹三君 理事 三田村 武夫君
- 理事 神近 市子君 理事 坂本 泰良君
- 理事 細迫 兼光君
- 大竹 太郎君 亀山 孝一君
- 四宮 久吉君 田村 良平君
- 千葉 三郎君 中垣 國男君
- 服部 安司君 井伊 誠一君
- 吉田 賢一君 志賀 義雄君

出席國務大臣

- 法務大臣 賀屋 興宜君

出席政府委員

- (大臣官房司法法制調査部長) 津田 實君
- (民事局長) 平賀 健太君
- (刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

- (最高裁判所事務総局総務局長) 寺田 治郎君

専門員 櫻井 芳一君

二月二十九日

委員一萬田尚登君辞任につき、その補欠として服部安司君が議長の指名で委員に選任された。

三月二日

委員田村良平君辞任につき、その補欠として荒木萬壽夫君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第三号

法務委員會議録第九号

昭和三十三年三月三日

同日 委員荒木萬壽夫君辞任につき、その補欠として田村良平君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員吉田賢一君辞任につき、その補欠として竹谷源太郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十八日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

三月二日

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)

遺言の方式の準拠法に関する法律案(内閣提出第二二七号)(予)

本日の會議に付した案件

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)(予)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

遺言の方式の準拠法に関する法律案(内閣提出第二二七号)(予)

○濱野委員長 これより會議を開きます。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案及び刑法の一部を改正する法律案を順次議題といたします。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この法律において「引渡条約」とは、日本国と外国との間に締結された犯罪人の引渡しに関する条約をいう。

2 この法律において「請求国」とは、日本国に対して犯罪人の引渡しを請求した外国をいう。

3 この法律において「引渡犯罪人」とは、請求国からの犯罪人の引渡しの請求において当該犯罪人が犯したとする犯罪をいう。

4 この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪人について請求国の刑事に關する手続が行なわれた者をいう。

第二条中「第六号又は第七号」を「第三号、第四号、第八号又は第九号」に改め、同条第一号中「逃亡犯罪人の犯した」を削り、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「逃亡犯罪人の犯した」を削り、同条第七号とし、同条第四号中「逃亡犯罪人の犯した」を削り、「締約国」を「請求国」に改め、同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同条同条第五号とし、同条第二号の次の二号を加える。

三 引渡犯罪人が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

第三条を次のように改める。

(引渡しの請求を受けた外務大臣の措置)

第三条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡しの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡しの請求があつたことを証明する書面に關係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならぬ。

一 請求が引渡条約に基づいて行なわれたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。

二 請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、請求国から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされるとき。

第四条第二号中「第六号又は第七号」を「第八号又は第九号」に改め、同条に次の一号を加える。

三 引渡しの請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

第四条に次の一項を加える。

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならぬ。

第五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「引渡を請求した締約国」を「請求国」に改める。

第八条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十一条第一項中「締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求を撤回する旨の通知があつたときは」を、「請求国から逃亡犯罪人の引渡しの請求を撤回する旨の通知を受け、又は第三条第二号に該当するに至つたときは」に改める。

第十二条第一項中「締約国から逃亡犯罪人の引渡の請求を撤回する旨の通知があつたときは」を、「請求国から逃亡犯罪人の引渡しの請求を撤回する旨の通知を受け、又は第三条第二号に該当するに至つたときは」に改める。

に改め、同条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。  
第十四条第三項中「第六号」を「第八号」に改める。  
第十六条第四項中「引渡を請求した締約国」を「請求国」に改める。  
第十九条第一項中「引渡を請求した締約国」を「請求国」に改め、同条第二項中「締約国」を「請求国」に改める。  
第二十条及び第二十一条（見出しを含む。）中「締約国」を「請求国」に改める。  
第二十三条第一項中「逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪」を「引渡条約により日本国に対し引渡しの請求をすることが出来る犯罪人が犯した犯罪（引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。）」に改め、「逃亡犯罪人の引渡」を「その者の引渡」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。  
第二十六条第一項中「逃亡犯罪人について」を「犯罪人について」に、「各号の」を「第一項第一号又は第二号」に、「同条」を「同条同項」に、「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」にその旨に、「仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の」を「当該犯罪人の」に改め、同条第二項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。  
第二十七条第一項中「逃亡犯罪人について」を「犯罪人について」に、「第四条」を「第四条第一項」に、「逃亡犯罪人に対し」を「当該犯罪人に対し」に改める。

しに改め、同条第二項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改め、同条第三項中「逃亡犯罪人に対し」を「犯罪人に対し」に改める。  
第二十八条第一項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改め、同条第二項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に、「仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の」を「当該犯罪人の」に改め、同条第三項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。  
第二十九条中「仮拘禁許可状により逃亡犯罪人が拘禁されている」を削り、「逃亡犯罪人が拘束された」を「仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人について、その者が拘束された」に、「逃亡犯罪人を」を「当該犯罪人を」に改める。  
第三十条中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。  
第三十三条（見出しを含む。）中「引渡犯罪」を「犯罪」に、「逃亡犯罪人」を「犯罪人」に、「この法律」を「この法律中引渡条約に基づく引渡しの請求に関する規定」に改める。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
（経過規定）  
2 この法律による改正後の逃亡犯罪人引渡法の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る犯罪人の引渡しの請求についても、適用する。

（刑事補償法の一部改正）  
3 刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「犯罪人の引渡に關する条約により、」を削り、「締約国に対し」を「外国に対し」に、「締約国が当該逃亡犯罪人の」を「当該外国がその」に改める。

理由

逃亡犯罪人の引渡しの目的は、国際的協力の円滑化を図るため、わが国に対し引渡条約に基づかないで逃亡犯罪人の引渡しの請求があつた場合の引渡手續に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑罰法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第二百二十五条の次に次の一条を加える。  
第二百二十五条ノ二 近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

人ヲ略取又ハ誘拐シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者トキ亦同ジ

第二百二十七条第一項中「前三条」を「第二百二十四条、第二百二十五条又ハ前条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ以テ被拐取者ヲ收受シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス被拐取者ヲ收受シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者トキ亦同ジ

第二百二十八条中「本章」を「第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条並ニ前条第一項乃至第三項及び第四項前段」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
第二百二十八条ノ二 第二百二十五条ノ二又ハ第二百二十七条第二項若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減輕ス

第二百二十八条ノ三 第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ犯シタル者ヲ以テ其予備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二百二十九条中「第二百二十六条ノ罪、同条ノ罪ヲ補助スル目的ヲ以テ犯シタル」を「第二百二十七条第一項ノ罪及び此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪」を「第二百二十四条ノ罪、第二百二十五条ノ罪及び此等ノ罪ヲ補助スル目的ヲ以テ犯シタル」に改める。

第二百二十七条第一項ノ罪、同条第三項ノ罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

隠匿セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第二百二十七条に第四項として次の一項を加える。

第二百二十五条ノ二第一項ノ罪ヲ以テ被拐取者ヲ收受シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス被拐取者ヲ收受シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者トキ亦同ジ

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為については、この法律による改正後の刑法第二百二十八条ノ二及び第二百二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

最近における誘拐犯罪の実情にかんがみ、みのしろ金の取得を目的とする略取又は誘拐及び拐取後におけるみのしろ金の取得又は要求について特別の処罰規定を設けることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員長 政府より提案理由の説明を求めます。 賀屋法務大臣。

○賀屋國務大臣 逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

近時交通機関の発達等に伴い、一國で犯罪を犯した者が他國に逃亡して事実上刑事責任を免れようとする事例が次第に増加しつつあることにかんがみ、まず、犯罪人の引き渡しに關する条約が存在しない國の相互間におきましても、必要に応じ、逃亡犯罪人の引き渡しが行なわれ、國際的な協力のもと犯罪人に対する適切な処罰を行ない得るようになつていくことが相当であると考へるのであります。

ところで、御承知のとおり、わが現行逃亡犯罪人引渡法は、わが國との間に犯罪人の引き渡しに關する條約が締結されている外國から同條約に基づいて

て犯罪人の引き渡し請求が行なわれたことを前提として、その引き渡し手続等を規定するたてまえをとつており、引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、これらの規定が類推適用されるものと解釈されているのでありますが、かような取り扱いには、国際的な観点からは必ずしも適当でないと考えられますので、この場合における引き渡しの要件、手続等に関する規定を整備するため、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案による改正の要点は、次の二点であります。

その一は、わが国に対し引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しの請求が行なわれた場合には、一、当該犯罪人が犯したとする犯罪行為が請求国及びわが国のいずれかの法令により死刑または無期もしくは長期三年以上の自由刑に当たる罪とされているとき、二、請求国から相互主義に基づき保証がなされないとき、三、法務大臣が、外務大臣と協議して、当該逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないことを認めるときを除外しまして、その他の場合には、これに反し得ることを明らかにした点であります。

その二は、新たに「請求国」の定義を設け、「引渡犯罪」及び「逃亡犯罪人」の定義を改める等のほか、関係の条文に所要の改正を加え、右の場合における引き渡し手続は、いわゆる仮拘禁制度を適用しないものとするほかは、引き渡し条約に基づいて逃亡犯罪人を引き渡す場合とおおむね同一の手続によることを明確にした点であります。

なお、右に伴い、本法案の附則により、刑事補償法の一部を改正し、わが国が外国に対し引き渡し条約に基づかないで逃亡犯罪人の引き渡しを請求した場合に、当該外国が引き渡しのために行なつた抑留または拘禁をわが国の刑事補償の対象となる抑留または拘禁とみなすこととし、この種逃亡犯罪人の人権の保護をはかつた次第であります。

以上が逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

引き続きまして、刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

今次の刑法の一部を改正する法律案は、いわゆる身のしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する犯罪について特別の処罰規定を新設しようとするものであります。身のしろ金目的の誘拐罪は近年に至りまして多発化の傾向を示し、また、数名の犯人によつて共同して遂行される計画的な事案の発生をも見るに至つております。しかも、過去の事例に徴しますと、誘拐された被害者が被害され、生死不明となり、または睡眠薬を施用される等の事例が少なくなく、この罪が誘拐罪の中でもとくに危険な犯罪であることを示しているのであります。さらに、この種犯罪が誘拐された者の近親等に与える憂慮心痛は、まことに筆舌を絶するものがあり、このような手段によつて身のしろ金を取得しようとする犯人の心情は卑劣きわまるものといふべきであります。このような諸事情、さらにはこの

種の犯罪が模倣性の強いものであることをも考慮いたしますと、身のしろ金目的の誘拐罪を刑法第二二五条によつて一般の営利誘拐罪と同様に処罰することとしている現行刑法は、この種犯罪に対処するのに十分でないと考えられるのであります。この際、身のしろ金目的の誘拐罪及びこれに関連する罪について、その実質にふさわしい重い法定刑を定めることによつて、この種犯罪の未然の防止をはかり、ひいてはこの種犯罪の発生によつて惹起される社会不安を除きたいと思はれます。単に強い世論にこたえるというばかりでなく、国家の刑政から見ましても、きわめて緊要なことと考えられるのであります。これがこの法律案を提出することとした理由であります。

この法律案の骨子は次のとおりであります。

第一点は、近親その他被拐取者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的、すなわち、いわゆる身のしろ金を交付させる目的で人を略取または誘拐した者は無期または三年以上の懲役に処するものとし、現在の営利誘拐罪より重い法定刑を定めようとするものであります。

第二点は、人を略取または誘拐した者が、身のしろ金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に無期または三年以上の懲役に処するものとし、このような場合に、従来、実務上は単なる恐喝罪として処理されてまいりましたものを重く処罰し得るようになしよとするものであります。

第三点は、身のしろ金目的の略取、誘拐が行なわれた後に、その犯人を幫助する目的で、被拐取者を収受し、蔵匿し、または隠避させた者を一年以上十年以下の懲役に処するものとし、その他の誘拐犯人を事後に幫助する場合よりも重く処罰しようとするものであります。

第四点は、自己に身のしろ金を交付させる目的で、他人が略取、誘拐した被拐取者を収受した者を一年以上の有期懲役に処するものとし、一般の営利目的による収受等の場合よりも重く罰しようとするものであります。

第五点は、被拐取者を収受した者が身のしろ金を交付させ、またはその交付を要求する行為をしたときも、同様に二年以上の有期懲役に処することとするものであります。

第六点は、以上の罪を犯した者が、公訴の提起前に被拐取者を安全な場所に解放したときは、必ずその刑を減軽するものとし、それによつて一たびこのような罪が犯された場合、犯人が被拐取者に危害を加えることを防ごうとするものであります。

第七点は、身のしろ金目的の略取、誘拐の予備をした者を二年以上の懲役に処するものとし、ただ現実に略取、誘拐の実行に着手する前に自首した場合には、その刑を減軽または免除することにより、このような危険な誘拐罪の実行を未然に防止し得るようとするものであります。

なお、以上に関連して、右に述べました略取、誘拐及び被拐取者の収受、蔵匿、隠避については、いずれもその未遂を罰するものとし、また、以上の罪はすべて非親告罪としよとするものであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○濱野委員長 次に、予備審査のため付託されました不動産登記法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び遺言の方式の準拠法に関する法律案の各案を順次議題として、政府より提案理由の説明を求めます。賀屋法務大臣。

不動産登記法の一部を改正する法律案  
不動産登記法の一部を改正する法律案  
不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五百七条の二」を「第五百七条の二」に改める。

第四十四条ノ二第一項中「提出シテ」の下に「所有権ニ関スル」を加ふる。

第六十条第一項中「其登記方」の下に「合筆若クハ合併ノ登記以外ノ」を、「要セス」の下に「其登記方不動産ノ合筆又ハ合併ノ登記ナルトキハ合併ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書受附ノ年月日、受附番号、登記権利者ノ氏名、住所、」を削り、「登記義務者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条ノ二第二項中「測量図ヲ」の下に「所有権ノ登記アル土地ノ合筆ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ

何レカ一筆ノ土地ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲを加え、同項の次に次の一項を加える。

第四十四条及第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第八十一条ノ四に次の二項を加える。

先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分割後ノ數筆ノ土地ニ其權利ガ存続スベキトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添付スルコトヲ要ス此場合ニ於テ分割前ノ土地ニ關スル權利ガ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スル不動産ニ關スル權利ト共ニ先取特權、質權又ハ抵當權ノ目的タルトキハ其登記所ノ數ニ応ジタル共同担保目録ヲモ添付スルコトヲ要ス第八十一条ノ二第四項ノ規定ニ依リ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ前項ノ規定ニ準ジ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス

第八十三条第一項中「且所有權以外ノ權利ニ關スル登記中ニ甲地ト共ニ其權利ノ目的タル旨、」を削り、「要ス」の下に「此場合ニ於テ所有權、先取特權、質權及ビ抵當權以外ノ權利ニ付テハ甲地ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ、先取特權、質權又ハ抵當權ニ付テハ既ニ他ノ權利ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ノ記載アルトキヲ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ關スル權利ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「乙地ト」を先取特權、質權及ビ抵當權以外ノ權利ニ付テハ乙地ガ」に改め、「目的タル旨」の下に「先取特權、質權又ハ抵當權ニ付テハ既ニ他ノ權利ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ノ記載アルトキヲ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ關スル權利ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及ビ第二項」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九十条第四項中「第五十一条第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五条」を「第六十条ノ二」に改める。

第九十三条ノ三第二項中「平面図」の下に「添付シ所有權ノ登記アル建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第九十四条及第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三に次の一項を加える。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第一項中「第九十四条ノ二」を「第九十四条ノ二」に改め、「又ハ囑託書」及び「第九十六条ノ二」又ハ「第九号ノ規定ニ依ル」を削る。

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。

第九十八条第二項に後段として次のように加え、同条第四項を削る。

此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七条第二項ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ囑託スル場合ニ、第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十七条第二項ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ囑託スル場合ニ、第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十条第四項中「第五十一条第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五条」を「第六十条ノ二」に改める。

第九十三条ノ三第二項中「平面図」の下に「添付シ所有權ノ登記アル建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第九十四条及第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三に次の一項を加える。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第一項中「第九十四条ノ二」を「第九十四条ノ二」に改め、「又ハ囑託書」及び「第九十六条ノ二」又ハ「第九号ノ規定ニ依ル」を削る。

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。

第九十八条第二項に後段として次のように加え、同条第四項を削る。

此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七条第二項ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ囑託スル場合ニ、第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十条第四項中「第五十一条第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五条」を「第六十条ノ二」に改める。

第九十三条ノ三第二項中「平面図」の下に「添付シ所有權ノ登記アル建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第九十四条及第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三に次の一項を加える。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第一項中「第九十四条ノ二」を「第九十四条ノ二」に改め、「又ハ囑託書」及び「第九十六条ノ二」又ハ「第九号ノ規定ニ依ル」を削る。

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。

第九十八条第二項に後段として次のように加え、同条第四項を削る。

此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十七条第二項ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ囑託スル場合ニ、第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第九十二条ノ規定ハ其囑託アリタル場合ニ於テ所有權ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第九十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十条第四項中「第五十一条第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五条」を「第六十条ノ二」に改める。

第九十三条ノ三第二項中「平面図」の下に「添付シ所有權ノ登記アル建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第九十四条及第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九十三条ノ三に次の一項を加える。

第八十一条ノ四第二項ノ規定ハ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十六条ノ二第一項中「第九十四条ノ二」を「第九十四条ノ二」に改め、「又ハ囑託書」及び「第九十六条ノ二」又ハ「第九号ノ規定ニ依ル」を削る。

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書を削る。

第九十八条第二項に後段として次のように加え、同条第四項を削る。

此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス

第九十六条ノ二第二項を次のように改める。

第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条第一項中「他ノ不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シ其権利」を「共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利」に改め、同条第二項を削る。

第二百二十六条に第一項として次の一項を加える。

共同担保目録ニハ登記スベキ先取特権、質権又ハ抵当権ノ目的タル各不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シ申請人又ハ之ヲ作成スル登記官之署名、捺印スルコトヲ要ス

第二百二十六条に次の二項を加える。

第二百二十三条第二項ノ共同担保目録又ハ第二百二十七条第三項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ハ前ノ登記ニ関スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ノ一部ト看做ス

前項ノ規定ハ第八十一条ノ四第二項(第九十三条ノ三第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若クハ第八十一条ノ四第三項ノ共同担保目録又ハ第二百二十八条第二項ノ規定ニ依リ送付セラレタル共同担保目録ニ之ヲ準用ス

第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 第二百二十五条ノ規定ハ第二百二十三条ノ規定ニ從ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

前項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ前ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノナルトキハ前ノ登記ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ関スル権利ガ共ニ担保ノ目的タル旨ヲ附記シ同項ノ登記

ガ一箇ノ不動産ニ関スル権利ニ関スルモノニシテ前ノ登記ニ関スル共同担保目録アルトキハ其共同担保目録ニ其ノ不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ前ノ登記ニ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ関スルモノアルトキハ遅滞ナク其登記所ニ同項ノ登記ヲ為シタル旨ヲ通知スルコトヲ要ス此場合ニ於テ第二百二十三条第四項ノ共同担保目録アルトキハ之ヲ其登記所ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遅滞ナク第二項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第二百二十八条第一項中「消滅ノ登記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他ノ不動産ニ関スル権利ニ付キ第二百二十五条ノ規定ニ從ヒテ為シタル登記」を「共同担保目録」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第二項を削る。

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ第八十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ同条第二項後段ノ規定ニ準ジ作成シタル共同担保目録アルトキハ之ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遅滞ナク第一項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要ス

第三百三十六条中「若シ登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ記載シ」を削る。

第四百四十四条第三項中「及ビ第四十四條ノ二」を削り、同条に次の一項を加える。

第四十四條ノ二ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第四十四條ノ規定ニ依リ書面ヲ提出シテ所有権ニ関スル仮登記ノ抹消ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
(経過措置等)

2 この法律の施行前に不動産登記法第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有権に關する登記の申請以外のものについては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前は合筆又は合併の登記のされた不動産に關し、この法律の施行後に所有権の登記名義人が登記義務者として権利に關する登記を申請する場合には、不動産登記法第三十五条第一項第三号の書面として、合併前のいづれか一個の不動産の所有権の登記の登記済証及び合筆又は合併の登記の登記済証を提出することができ。

4 この法律の施行前に不動産の合併により移し、又は転写した所有権の登記でこの法律の施行の際現に効力を有するものがある不動産については、登記官は、法務省令で定めるところにより、この法律による改正後の不動産登記法(以下「新法」といふ)第八十五条第二項(第九十七条及び第九十八条第二

項において準用する場合を含む。)又は第八十七条第一項(第九十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に準じ所有権の登記をすることができ。

5 この法律の施行前に登記された数個の不動産に關する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権でその目的たる不動産に關する権利が共同担保目録に記載されてないものがある場合において、この法律の施行後に同一の債権について他の一個又は数個の不動産に關する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定の登記を申請するときは、申請書に前に登記された先取特権、質権又は抵当権の目的たる不動産に關する権利で共同担保目録に記載されてないものを表示した共同担保目録を添附しなければならぬ。この場合には、新法第二百三十三条第四項前段の規定を準用する。

6 前項の登記の申請があつた場合において、その登記をしたときは、前の登記にこの法律による改正前の不動産登記法(以下「旧法」といふ)第二百二十五条第一項又は第二百二十七条第一項の規定によりされた表示及び記載を抹消し、前の登記に旧法第二百二十五条第二項(第二百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた記載がある場合を除き、その登記に共同担保目録に掲げた他の不動産に關する権利が共にその権利の目的である旨を附記しなければならぬ。

7 新法第二百二十七条第三項の規定は、附則第五項の登記をした場合において、同項後段において準用する新法第二百二十三条第四項前段の共同担保目録があるときに準用する。

8 前項の規定により共同担保目録の送付を受けた登記所は、遅滞なく、附則第六項に定められた手続をしなければならぬ。

9 新法第二百二十六条第三項の規定は、附則第五項前段の共同担保目録又は附則第七項の規定により送付された共同担保目録に準用する。

10 附則第五項から前項までの規定は、この法律の施行前に登記された先取特権、質権又は抵当権で、その登記に旧法第二百二十五条第一項(第二百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による他の不動産に關する権利の表示がされていものがある場合において、その不動産についてする分筆又は分割若しくは区分の登記の申請及びその申請による登記に準用する。この場合において、附則第五項及び附則第七項中「第二百二十三條第四項前段」とあるのは「第八十一条ノ四第二項後段(第九十三条ノ三第六項において準用する場合を含む。）」と、附則第七項中「第二百二十七條第三項」とあるのは「第二百二十八條第三項」と、附則第九項中「第二百二十六條第四項」と読み替へるものとする。

11 この附則に定めるもののほか、この法律による不動産登記法の改

正に伴り登記の手續に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。  
(不動産登記法の一部を改正する等の法律の一部改正)

12 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一号中「第八十三條第三項、第八十四條」を「第八十二條」に、「第八十七條」を「第八十五條から第八十七條まで」に、「第三百三十五條」を「第三百三十六條」に改め、同条第二号中「第八十三條第三項から第六項まで、第八十四條」を「第八十二條」に改め、「第八十七條、第八十九條」を削り、  
第六十條第一項 不動産ノ表示ニ關スル登記、  
ただし書 不動産若クハ、

第六十條第一項ただし書	不動産ノ表示ニ關スル登記、	不動産若クハ、
第八十二條第一項	不動産ノ表示ニ關スル登記、	不動産若クハ、
第九十四條	為ス場合	為シタル場合
第九十五條第一項	為ス場合	為シタル場合
第九十八條	為ス場合	為シタル場合
第九十四條	為ス場合	為シタル場合
第九十五條第一項	為ス場合	為シタル場合
第九十八條	為ス場合	為シタル場合

13 (担保附社債信託法の一部改正)  
担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。  
第九十九條ノ第二項中「乃至第七号」を削る。  
(立木に關する法律の一部改正)  
14 立木に關する法律(明治四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。  
第十八條第二項中「及第二項」の下に並ニ「第二百一十七條」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。  
前項ノ規定ニ依リ先取特權又ハ抵當權ノ登記ヲ転写スル場合ニ

於テハ其ノ先取特權又ハ抵當權ノ登記ニ關シ既ニ共同担保目録アルトキヲ除キ登記官ハ共同担保目録ヲ作成スルコトヲ要ス  
理由  
担保權の登記事項を整理し、共同担保についてはすべて共同担保目録を設けることとするともに、不動産の合併の登記における所有權の登記を簡明にする等不動産登記の手續の合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案  
下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

別表第五表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「町田市」を「町田市日野市」に改め、同表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「砂川町」を削り、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「習志野市」を「習志野市市原市」に、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「沼南村」を「沼南町」に、同表板橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「都賀村」を「都賀町」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡々田町」及び「美田村」並びに同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「宝泉村」及び「山田郡の内」を削り、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田郡の内」を「桐生市 山田郡」に、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「袋井市」を「袋井市 浜北市」に、同表飯沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「本栖」を「本栖及び富士ヶ嶺」に、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「本栖」を「本栖及び富士ヶ嶺」に、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「大東市」を「大東市

門真市」に改め、同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯城郡の内」を削り、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「高市郡」を「高市郡 磯城郡」に改め、「磯城郡の内」を削り、同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「南区」を「南区緑区」に改め、「鳴海町」を削り、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「稲葉郡」を「各務原市」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「殿下村」を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「津ノ井村」及び同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「東長崎町」を削り、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「吾妻村」を「吾妻町」に改め、同表大分簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴崎市」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「御所浦村」を「御所浦町」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「鶴田村」を「鶴田町」に、同表野辺地簡易裁判所の管轄区域の欄中「甲地村」を「東北町」に改め、同表深川簡易裁判所の項を次のように改める。

深川 北海道の内  
深川市 雨龍郡

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。  
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理由  
最近における市町村の廃置分合等に伴い下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の別表について所要の整理を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

遺言の方式の準拠法に關する法律案  
遺言の方式の準拠法に關する法律案

第一条 この法律は、遺言の方式の準拠法に關し必要な事項を定めるものとする。  
(趣旨)  
第二条 遺言は、その方式が次に掲げる法律の一に適合するときは、方式に關し有効とする。  
一 行為地法  
二 遺言者が遺言の成立又は死亡の當時國籍を有した國の法律  
三 遺言者が遺言の成立又は死亡の當時住所を有した地の法律  
四 遺言者が遺言の成立又は死亡の當時常居所を有した地の法律  
五 不動産に關する遺言については、その不動産の所在地法  
第三条 遺言を取り消す遺言については、前条の規定によるほか、その方式が、従前の遺言を同条の規定により有効とする法律の一に適合するときも、方式に關し有効とする。  
(共同遺言)  
第四条 前二條の規定は、二人以上の者が同一の証書でした遺言の方式についても、適用する。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。  
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

(方式の範囲)

第五条 遺言者の年齢、国籍その他の人的資格による遺言の方式の制限は、方式の範囲に属するものとする。遺言が有効であるために必要とされる証人が有すべき資格についても、同様とする。

(本国法)

第六条 遺言者が地方により法律を異にする国の国籍を有した場合に於ては、第二号の規定の適用については、その国の規則に従い遺言者が属した地方の法律を、そのような規則がないときは遺言者が最も密接な關係を有した地方の法律を、遺言者が国籍を有した国の法律とする。

(住所地法)

第七条 第二号第三号の規定の適用については、遺言者が特定の地に住所を有したかどうかは、その他の法律によつて定める。

(公序)

第八条 外国法によるべき場合において、その規定の適用が明らかに公の秩序に反するときは、これを適用しない。

附則

1 この法律は、遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過規定)

2 この法律は、この法律の施行前に成立した遺言についても、適用する。ただし、遺言者がこの法律の施行前に死亡した場合には、その

の遺言については、なお従前の例による。

(法例の一部改正)

3 法例明治三十一年法律第十号の一部を次のように改正する。  
第二十六条第三項を削る。  
第三十条の次に次の一条を加える。

第三十一条 本法ハ遺言ノ方式ニ付テハ之ヲ適用セズ但第二十七条第二項及ビ第二十八条第一項ノ規定ハ此限ニ在ラズ  
(民法の一部改正)

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「法例ノ定ムル所を」を「法例其他準拠法ヲ定ムル法律」に改める。

理由

遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の批准に伴い、遺言の方式の準拠法に関する規定を整備する必要があるので、これが、この法律案を提出する理由である。

○買屋国務大臣 たいだいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、不動産登記事務の適正迅速な処理をはかるために、不動産登記法の一部を改正して、登記手続を合理化及び簡素化することにあるのでありますが、そのおもな内容を申し上げます。

第一点は、抵当権その他の担保権の登記手続を合理化及び簡素化すること

であります。しかして、その第一は、抵当権その他の担保権の登記において、現在登記事項とされております元本及び利息に関する弁済期の定め等の登記は、その実益がきわめて乏しいのかかわらず、申請人及び登記所に多大の煩瑣な手数を要する結果となつておりますので、これを廃止しようとするものであります。その第二は、共同担保關係を明確にし、共同担保に関する登記手続を合理化及び簡素化するため、共同担保については、すべて共同担保目録を設け、この目録を共同担保關係の登記に利用しようとするものであります。

第二点は、不動産の合併の登記手続を簡素化するとともに、合併後の不動産の所有権の登記を簡明にすることであり、現在、不動産の合併の登記においては、合併前の不動産の所有権の登記を多数移記することとなつておりますが、これはきわめて煩瑣な手数を要するのみならず、合併後の不動産の所有権の登記としては、かえつて簡明を欠きますので、合併後の不動産に、登記官吏が合併後の不動産について、単一の所有権の登記をすることとして、合併後の不動産の所有権の登記を簡明にすると同時に、合併の登記手続を簡素化しようとするものであります。

第三点は、以上に述べました以外の点について登記手続の合理化及び簡素化をはかることでもあります。しかし、その第一は、現在保証書を提出して登記の申請がありました場合には、すべて登記義務者にその登記申請の間違いのないことを確かめるために、事前に通知をしておりますが、

従来の実績に照らし、この事前通知を所有権に関する登記及び不動産の合併の登記の申請の場合にのみすることとしようとするものであります。その第二は、合併後の不動産に関する所有権の登記の登記簿を簡略化し、合併後の不動産に関する権利の登記手続を簡素化しようとするものであります。その第三は、登記申請書に添付される登記義務者の権利に関する登記簿または保証書についての登記簿の手続を簡素化しようとするものであります。その第四は、未登記の不動産についての判決もしくは取用による所有権の保存の登記または処分制限の登記の申請書または嘱託書にも、当該不動産を特定し、明確にするために、土地の所在図または建物の図面等を添付することとしようとするものであります。

第四点は、以上の改正に伴い所要の経過措置等を定めるとともに、担保附社債信託法及び立木に関する法律に所要の整理をすることでもあります。以上がこの法律案の概要であり、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されんことを希望いたします。

引き続きまして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ簡易裁判所の管轄区域を変更し、最近における市町村の廃置分合等に伴い下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なうとするものであります。以下今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況交通の利便等にかんがみ、畷沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村宇富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄区域としようとするものであります。地元の住民の希望を考慮するとともに、關係諸機關の意見をも十分参酌したものであります。

第二は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であり、まして、市町村の廃置分合等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以下が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。すより、お願い申し上げます。

次に、遺言の方式の準拠法に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、渉外的性質を有する遺言について、その方式に關し、いずれの国の法律が適用されるべきかを定めるものであります。遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約について承認を求めたのがこの国会に提出されておりますが、これは遺言の方式の準拠法を定める各国の規定を統一することを目的とする条約であつて、同条約の批准に伴い国内法上の措置としてこの法律案を提出したのであります。したがって、この法律案の内容は、同条約中の準拠法の指定に關する規定を、その表現に若干の修正を加えて取り入れたものであります。

第一は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況交通の利便等にかんがみ、畷沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村宇富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄区域としようとするものであります。地元の住民の希望を考慮するとともに、關係諸機關の意見をも十分参酌したものであります。

第二は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であり、まして、市町村の廃置分合等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なうとするものであります。

以下が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決ください。すより、お願い申し上げます。

次に、遺言の方式の準拠法に関する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

次に、この法律案の要点を申し上げますと、第一に、遺言は、その方式が、(イ)行為地法、(ロ)遺言者の本国法、(ハ)遺言者の住所地法または常居所地法、(ニ)不動産に関する遺言についてはその不動産の所在地法のいずれかに適合するときは、方式に關し有効であるものとしております。このように多数の法律が準拠法とされておりますのは、遺言が単なる方式上の理由で無効とされることを、準拠法を指定する法律の立場からできるだけ限り避けようとするものであります。なお、遺言を取り消す遺言については、さらに、その方式が、従前の遺言の準拠法は適合するときも、方式に關し有効であるものとしております。

質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時九分散会

第二は、この法律の適用範囲を明らかにするために、若干の規定を設けております。

第三に、遺言者の本国法及び住所地法を決定する基準についての規定を設けております。

第四は、外国法の適用がわが国の公の秩序に反する場合には、それを適用しないこととしております。

第五に、この法律は、前に述べました条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、法例及び民法について所要の整理をすることとしております。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○濱野委員長 以上をもちまして、各案の提案理由の説明は終わります。

昭和三十九年三月六日印刷

昭和三十九年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局